

令和元年度 第4回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 元年 7月25日(木) 13時30分～

場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 令和元年度北海道選出国會議員要請集会の北海道議会への報告並びに意見交換の結果について
- 2) 2020年度農業政策・予算に関する要請書に関する農林水産省経営局農地政策課からの回答について
- 3) 平成30年度における農業者年金の運用状況等について

6 協 議

- 1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における北海道選出国會議員に対する個別の要請活動に向けた要望事項の考え方について
- 2) 人・農地プランの実質化についてと今後の進め方について
- 3) その他

7 閉 会

次回 令和元年度第5回常設審議委員会は、令和元年8月23日(金曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

令和元年度北海道選出国會議員要請集会に関する
北海道議会への報告並びに意見交換の結果について

令和 元年 7月25日
第4回常設審議委員会

1. 開催趣旨

5月27日に開催した「北海道選出国會議員要請集会」について、北海道議会（自由民主党北海道支部連合会、民主・道民連合議員会）との情報共有並びに本道農業に関する意見交換を行うことを目的に開催。

2. 開催月日・会場

	自由民主党北海道支部連合会	民主・道民連合議員会
開催月日	令和 元年 6月20日（木） 16:00～	令和 元年 6月21日（金） 11:00～
開催場所	北海道議会 2階 会議室	北海道議会 3階 会議室

3. 出席者

自由民主党北海道支部連合会			民主・道民連合議員会		
氏名	当選回数	選挙区	氏名	当選回数	選挙区
本間 勲	7期	上川地域	三津 丈夫	7期	帯広市
大谷 亨	6期	十勝地域	笹田 浩	3期	渡島地域
中司 哲雄	5期	根室地域	池端 英昭	2期	石狩地域
藤沢 澄雄	5期	日高地域	小泉 真志	1期	十勝地域
佐々木 俊雄	4期	函館市			
中野 秀敏	3期	名寄市			
笠井 龍司	3期	釧路市			
清水 拓也	2期	帯広市			
植村 真美	1期	空知地域			
計 9名			計 4名		
合計 13名					

4. 対応者

自由民主党北海道支部連合会	民主・道民連合議員会
多田 正光 会長	多田 正光 会長
小林 政幸 副会長	小林 政幸 副会長
中谷 敏明 副会長	中谷 敏明 副会長
佐久間 亨 専務	佐久間 亨 専務
乾 泰司 事務局次長	佐藤 匡紀 農政・業務担当部長
佐藤 匡紀 農政・業務担当部長	

5. 意見交換（要旨）

【自由民主党北海道支部連合会】

- 日米貿易交渉を始めとした国際貿易交渉の関係について、近年の農業団体の対応が大人し過ぎるという感じを受ける。
要望にしても、ＴＰＰという表現を避けるか、ＴＰＰ水準を遵守程度しか言わなくなっている。
もっと、ＴＰＰの当初の要請のように、厳しく要請をしても良いのではないかと思う。
- 農業委員の皆様の業務や努力については、頭が下がる。
市町村の議会議員より働いているのではないかと思うが、農業委員の報酬は非常に少ない。
様々な分野において、頑張っているのは農業委員会だと認識している。
- 今回の要望については、農家の要望が網羅されているように感じる。
国会議員の先生も頼りになるが、地方の議員も頼りにして欲しい。
私どもは、日本全体のために働く国会議員とは違って、北海道、地域のために働いている。もっと頼りにして欲しい。
本日は、こういう形で、情報共有・意見交換させて頂き感謝申し上げます。
- 高齢化対策、人材不足の対策の一環として、スマート農業のためのブロードバンド化について、動いている。
ようやくここに来て、農林水産大臣も、ブロードバンドについて言及してくるようになったが、人のいない広大な農地を対象にしているかどうか疑問な部分がある。
力を入れていきたい。
少しでも高齢化の助けになってくれればと思う。
- 新規就農者については、大規模な面積を必要としないことが多い。
そういう意味では、道南のような地域は、入りやすいのではないかと思う。
- 鉄道については、輸送力・貨物という意味での役割が非常に大きい。
新幹線を利用したトレイン・オン・トレインの研究もされているが、搭載できる車両に限度がある。
これだと、高品質・高価格の農産物に限定されてしまう。
ＪＲ問題については、物の運搬ということで、問題意識を持っている。
- 鳥獣被害については、地方のハンターが高齢化により減少している状況にあり問題がある。
猟銃の管理も非常に厳しい。
また、野生の鹿が病原などの媒体とし各地域にという話がある。
そういうことにも含めて対策をする必要がある。
ハイタワーを作り、そこから撃つという仕組みもあると思う。
これだと、流れ弾も地面に行くので、危険性を減らすことができる。

また、1頭あたりの助成金も市町村によって格差がある。1頭あたり1万円くらいの助成金が必要ではないかと考える。

道、市町村、JAで負担して一定の助成金になるような仕組みも必要かと思う。

【民主・道民連合議員会】

- 我々も来年度の予算の関係で7月下旬に同じような内容で要請することになる。その際、農地の関係について、改善するようしっかりと対応したい。
- 今は、全てが官邸リードで官邸農政が展開されている。国と地方での温度差が大きい。北海道と国の政策・制度が一致しない。皆で、声を上げていきたいと思っている。農業委員会は、本道農業において極めて重要な位置を占めている要である。一緒にやっていきたい。

- 農業・林業・漁業について、輸出ということを使うが、そのための基盤整備は進んでいない。第2の基盤整備が必要となる。
- 海外進出が基本となっている国に対し、北海道は違うということを使わなければならない。
- JRについては、10分、20分の時間短縮のために、貨物を犠牲にというのは理解しがたい。
- 農業委員会、農業会議と共に、一緒になってやっていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における北海道選出国會議員に対する個別の要請活動の際の要望事項の考え方について

令和 元年 7月25日
第4回常設審議委員会

1. 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催時期

令和 元年11月28日（木）12：30～

2. 要望事項の作成時期について

令和元年9月に開催する第6回常設審議委員会又は令和元年10月に開催する第7回常設審議委員会において審議・決定するものとする。

3. 作成方法について

8月末の概算要求の状況並びに、農林水産省経営局農地政策課からの本会5月の北海道選出国會議員要請集会における要望事項に対する回答内容を基に、「令和2（2020）年度農業政策・予算に関する要請書」の内容を基本として作成するものとする。

令和2（2020）年度農業政策・予算に関する 要請書

令和元年 5月27日

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 多田 正光

令和2（2020）年度農業政策・予算に関する要請（最終案）

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的農業経営を中心とした生産構造を構築し、これらの経営体を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図るためには、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要である。それには、地域の実態に即した担い手の育成・農地の確保と有効利用の推進、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の実行が喫緊の課題である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、その内容は必ずしも本道にあった制度とはいえない。

以上を踏まえ、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る諸対策を中心に現場からの意見を集約し、政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会では、今後の農業施策及び令和2年度農業予算の策定において、下記事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 国際交渉における基本的な姿勢について

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすこと。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定と発効及び今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置をとること。

2. 農政の確立について

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互惠に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレ

ベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。

さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。

このことから、担い手の育成と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進

本道においては、賃貸借権設定と所有権移転が併存するかたちで、担い手への農地集積が進んでいるが、相続未登記や相続放棄等により、利用が困難となる農地が増加している。

また、利用権を基本とした農地流動化では、土地改良事業をはじめとした基盤整備の実施について、所有権を有しない農地に対する投資を躊躇する例があり、その結果、将来的に利用が困難となる農地が増加する可能性も懸念される。

今後も農地の集積と集約をはかるためには、農村現場の実態を踏まえて、地域における望ましい農業構造の確立と農地利用の推進を支援する観点から実施すべきであり、そのためには、全国一律の仕組みを見直して地域の実態に即した施策への転換と確立を図るべきである。

そのため、担い手が安心して土地改良事業をはじめとする農地に対する投資を継続的に実行していく条件を整備することが必要であり、所有権に基づく営農体系の構築が不可欠である。よって、優良農地の確保を行うための施策として所有権の取得を支援する仕組みの構築が不可欠である。

(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進

① 貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良が困難であり、いずれ生産力の低下を招く可能性があることから、農地利用の最適化を推進するためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。そのため、担い手への所有権移転による農地集積の促進を政策として明確に位置づけ、農地集積の支援施策に所有権移転の促進を加えること。

② 農地利用の最適化の阻害要因のひとつである相続未登記農地については、今般の農業経営基盤強化促進法等の改正により、賃借権の設定期間が延長されるなど一定程度の方策が示されたところであるが、前述のとおり、基盤整備等による農地改良が困難であることから、農地の優良性を確保するため相続未登記農地の所有権移転の促進を図ることが必要である。

そのため、国による職権登記の実現性を含め、相続未登記農地の所有権移転を促進

する方策を検討し、具体策を提示すること。

- ~~③ 今般の税制改正により、「農用地利用規程の特例に係る事項が定められた同規程に基づく農用地利用改善事業の実施区域内農用地が農地中間管理機構に買い取られた場合、譲渡所得税の2,000万円の特別控除が適用となる」とされたが、この適用の基準を明確に示し、農村現場への情報提供を図ること。~~
- ~~④ さらに、現場の要望に応えよう、農地売買等事業の予算を確保すること。~~

(2) 農地の所有権移転による面的集積の促進

分散した農地をまとめて作業効率の良いほ場を形成するための最も有効な制度である交換分合事業については、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

~~(3) 農地中間管理事業と利用権による流動化支援策の拡充~~

~~耕作者集積協力金・経営転換協力金の交付を受けている者がその期間内において、農地売買等事業により所有権を農地中間管理機構に移転した場合は、農地の集積・集約という目的から逸脱するものではないことから、協力金の返還義務を免除すること。~~

(4) 優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進

農地の有効利用と地域環境の保全の観点から、農地に隣接する原野等については、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林や鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけることによって適切に管理・保全できる制度を構築するとともに、政策的な支援措置を講じること。

(5) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、当初予算の段階で必要な額を確保すること。
- ② 作業効率の良い優良農地を確保するためには、優良農地に介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

~~（６）農業委員会等の農地利用調整機能の強化~~

~~本道の農業委員会は、これまで農業経営規模の拡大と農地の集積・集団化、耕作放棄地発生未然防止をすすめてきたところであり、平成29年において、担い手への農地集積率は90.6%、遊休農地の占める割合も0.2%となるなど、全国に誇れる成果を実現してきた。~~

~~しかしながら、今後は農地の受け手不足が見込まれることから、農業委員会の行うあつせん・利用調整活動等の農地流動化・集積活動に対する支援施策である「機構集積支援事業」を拡充強化すること。~~

4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について

（１）後継者対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合、後継者は親の負債を継承することとなり、経営の安定に支障が生じる可能性があるとともに、経営と共に負債を移譲した親は、所得税の対象となる。

一方、親の経営に負債がない場合には、これまでの経営努力と成果についての対価が支払われないとともに、経営の移譲を受けた後継者は贈与税の課税対象となる。

これらのことから、経営の円滑な継承と新たな担い手の経営の安定と育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の課税の特例措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

（２）新規就農・雇用就農対策及び労働力確保対策について

- ① 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要となっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

- ② 家族経営体・農地所有適格法人による雇用就農は、農業労働力不足の解消と農村地域の人口増加対策に寄与するものであり、より充実した研修の実施を通じて人材を育成することで雇用就農者の定着率が增大すると考えられることから、農の雇用事業による助成水準を引き上げるとともに助成金交付期間の延長を行い、必要な予算を確保すること。
- ③ 就農希望者を受け入れる市町村等が宿泊研修施設を整備する場合の支援策を講じること
- ④ 労働力不足を解消するため、外国人材を対象とした新たな在留資格「特定技能」が

新設され農業分野における就労が認められることとなったが、国内での労働力確保対策への支援強化を図ること。

(3) 農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設

- ① 農村地域の核となる農地所有適格法人の設立は、地域の雇用創出、受け手不足の農地の受け皿として一層期待されている。しかし、農地所有適格法人を設立した場合、個人経営で利用していた農業用施設・機械・農地等の農業用資産を、法人に引き継ぐ際の譲渡所得税・消費税等が大きな負担となることが多い。

そのため、共同経営型の法人経営の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資産を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

- ② 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしていることから、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。
- ③ 酪農ヘルパー組織における人材の確保・育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

(4) 経営所得安定対策等について

- ① 平成30年産以降の米については、新たに発足した「全国農業再生推進機構」が全国的な需給調整を行っているが、食料の安定供給・安全保障の観点から国は同機構に対して積極的に関与し、米価の安定による農業者所得の確保に努めること。

- ② 経営所得安定対策に係る稲作・畑作物等に係る交付金については、再生産と安定的な経営が可能となるよう、十分な予算額を確保すること。

- ③ 生乳生産量の拡大に向けた総合的な対策を樹立し推進すること。

- ④ 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策を一層強化すること。

- ⑤ 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について引き続き十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

- ⑥ 農業経営基盤強化準備金制度の積立原資は経営所得安定対策の交付金に限定されており、経営所得安定対策の対象外である酪農・畜産・園芸経営は同制度を活用した

農業経営の改善が不可能となっている。そのため、同制度の対象を酪農・畜産・園芸経営とし、制度を延長すること。

(5) 消費税について

本道の農業者の太宗が消費税の課税事業者である。

政府管掌作物の農産物価格の取扱いが内税方式とされていることから、消費税の適正な転嫁計算が可能となるよう外税方式を適用すること

(6) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策については、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られ、本道では平成24年度以降被害額は減少しているものの、依然として年間約数十億円の被害が生じている。

本道においては特にヒグマ・エゾシカによる被害が大きく、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

このため、電気牧柵設置等の設置拡大と更新、ハンターの育成支援、駆除した鳥獣の処理施設設置等に対する補助事業の拡充に加えて、捕獲等に関する規制の緩和を図ること。

(7) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して保険料の額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているが、農業経営における男女共同参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。

(8) 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事とその後の生産力維持向上のための継続的な支援を行うこと。

特に北海道胆振東部地震による農業者の農業用施設・機械等の被害総額が54億円に上る甚大な被害であることから、「被災農業者向け経営体育成支援事業」等の関連予算の確保並びに、早期の営農再開へ向けた復旧支援の強化を行うこと。

(9) 植物品種等の海外流出防止対策と主要農作物種子法廃止後の対応について

海外における品種登録、育成者権取得並びに育成者権侵害対策への支援策である「植物品種等海外流出防止総合対策事業」については十分な予算を確保し、我が国で育成された高品質な品種の海外流出と無断増殖への対応を図ること。

また、主要農作物種子法の廃止を受け、本道を含む複数の県においては優良な種子の安定的な確保等を目的としたいわゆる「種子条例」の制定が相次いでいる状況にある。そのため、主要農作物の優良な種子の安定的な供給については、国が責任を持って対策を講ずること。

(10) ゲノム（遺伝情報）編集農産物の安全性の確保について

現在、我が国においては、遺伝子組換え作物の商業栽培はほとんど行われていないものの、外国で生産された遺伝子組換え作物が流通しているほか、食卓においては、表示義務のない家畜の飼料や加工品の原料として大量の遺伝子組換え作物を間接的に消費している。

遺伝子組換え作物と異なり、ゲノム（遺伝情報）編集作物はその改変の痕跡が残りにくいとされていることに加え、既存の法律の制定時には想定されていなかった新たな技術であることから、食の安全・安心の確保の観点から、新たな規制措置を講ずること。

(11) JRによる鉄道輸送力の確保対策について

JR北海道は、「単独では維持することが困難な13線区」を公表しているが、この中には石北線の新旭川～網走間、室蘭線の沼ノ端～岩見沢間、根室線の滝川～富良野間の貨物3線区が含まれている。さらに、青函トンネルを含む新幹線との共用走行区間での北海道新幹線の高速化を実現するために、鉄道貨物輸送への影響が懸念されている。

本道産農畜産物の本州への輸送において鉄道輸送は不可欠であることから、鉄道貨物の維持・確保に向けた支援を行うこと。

(12) 高速度ブロードバンドの普及に向けた支援について

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。

5. 電源の確保について

胆振東部地震による全道的な電源喪失は大きな被害をもたらしたため、リスクマネジメント・本道農業と道民の生活を守る視点から、電源の再配置と多様化を図ること。

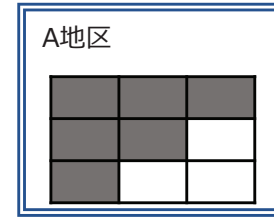
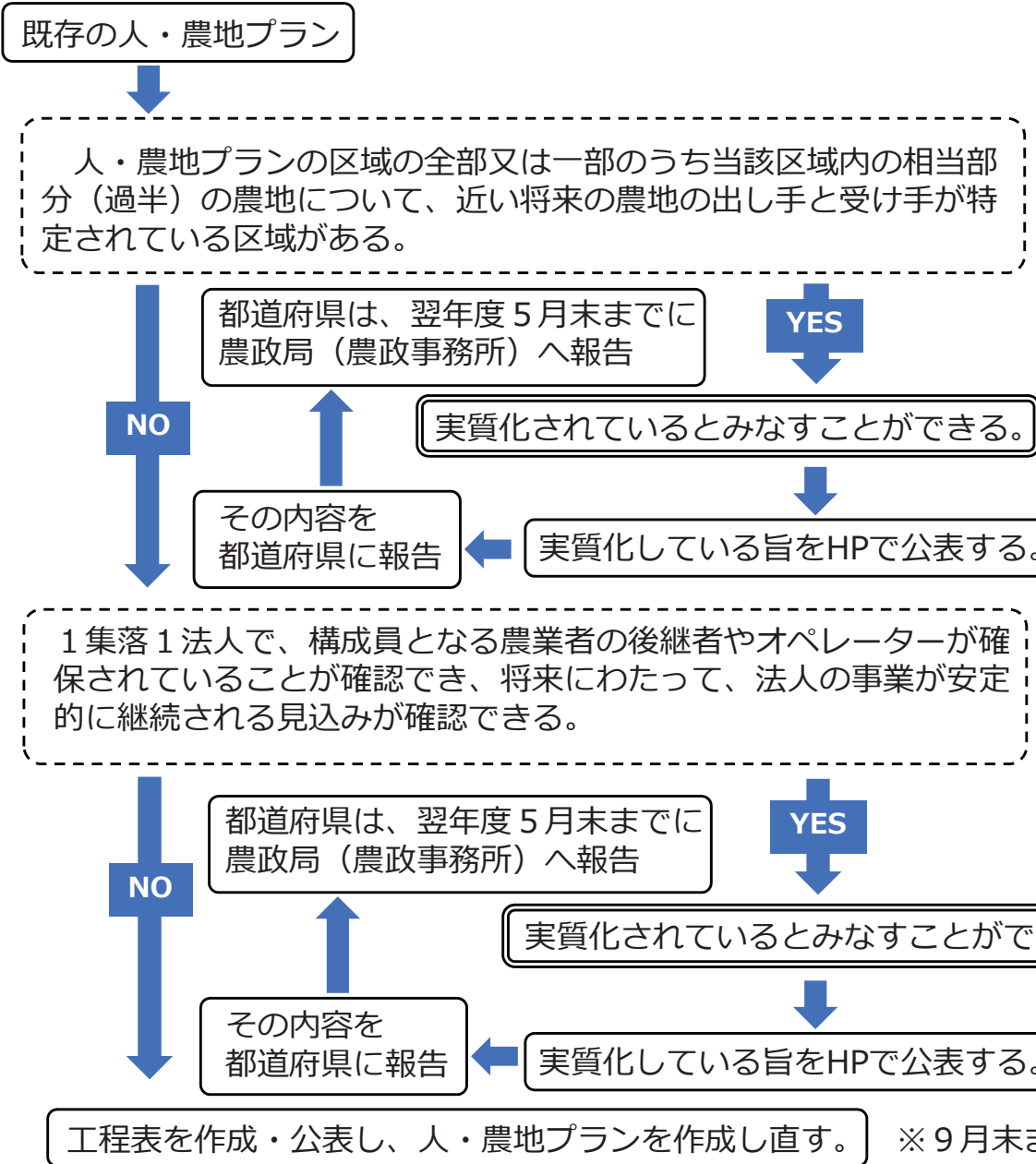
~~6. 農業委員会組織の体制強化と予算確保について~~

~~市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。~~

~~農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組むるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。~~

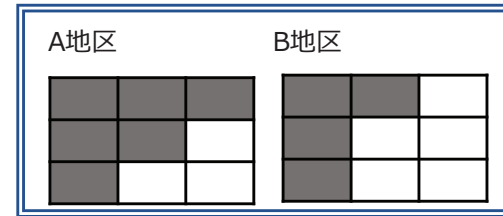
人・農地プランの実質化について

【既存の人・農地プランの実質化について（実質化の見極め）】



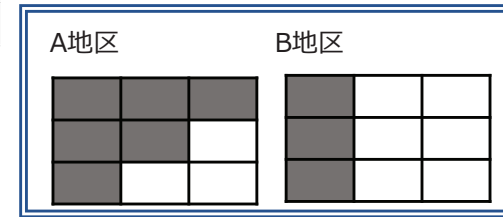
A地区のプランは実質化しているとみなせる

地区の50%超（過半）の農地の出し手と受け手が特定されている



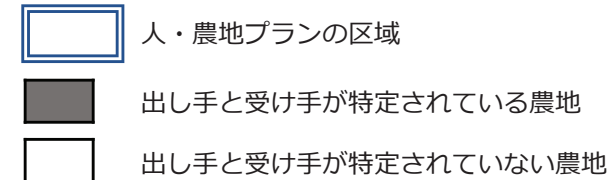
人・農地プランの全域が実質化しているとみなせる

B地区単体では過半を満たさないがA・B地区では過半を受け手と出し手が過半を超える。



人・農地プランの全域のうちA地区のみが実質化しているとみなせる

B地区単体では過半を満たさない。A・B地区でも過半を満たさない。



※9月末までに工程表、見直しは、令和3年3月末までに行う。

【既存の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する区域】

対象区域名	範囲	区域内耕地面積 (ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積 合計 (ha)	備考
			中心経営体	現状の経営面積 合計 (ha)	農業者数	貸付等予定面積 合計 (ha)		
〇〇地区	A集落、B集落	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	
△△地区	C集落	〇〇〇	1	〇〇	—	—	〇〇〇	受け手の後継者の 確保状況等により 経営の継続性を確 認済み
□□地区	D集落、E集落、 F集落	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	

注1： 1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2： 「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3： 「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計 (ha)」には、当該プランの区域内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。

※1 人・農地プランは、農地の出し手と受け手をリストアップし、マッチングすることを目的としていることから、基本的には、農地の出し手と受け手の双方が記載されていない場合は、実質化しているとみなすことはできません。

※2 なお、受け手がいなくても、将来方針において、他の地域から「担い手を確保する」ことを位置づけている場合は、実質化しているとみなすことができます。

※3 また、受け手のみの場合において、将来にわたって事業が安定的に継続されると見込まれる受け手が地域の面積の過半を超えている場合は、実質化しているとみなすことができます。

(この場合、将来にわたって受け手となり続ける旨の担保が必要となります。)

人・農地プランの実質化について

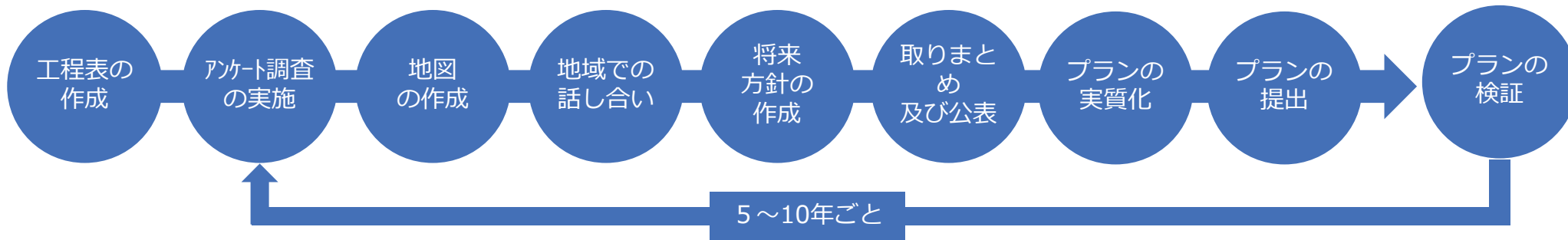
【人・農地プランの実質化の要件】

- ① 対象地区の農業者へのアンケートの実施
- ② 地図による現況把握
- ③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

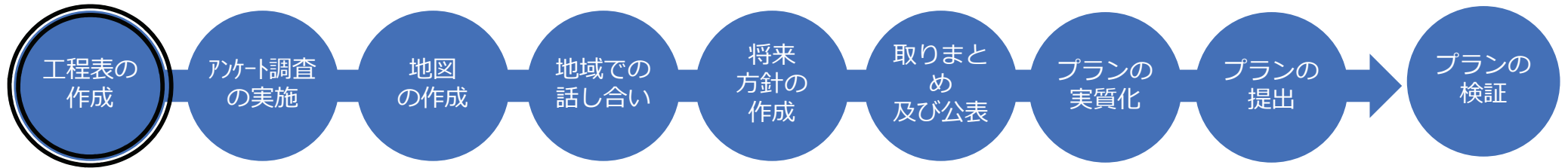
【対象地区の考え方】

- 原則として集落単位
 - ※ 市町村の区域全域で人・農地プランを作成することも可
 - ※ 市町村全域の場合における実質化の基準は、1の①～③の要件を満たした区域のみが、「実質化された区域」となる。

【既存の人・農地プランが実質化しているとみなせない場合の対応（人・農地プラン作成の流れ）】



人・農地プランの実質化について



① 人・農地プランの実質化に向けた工程表を作成し、都道府県に提出する。

人・農地プランの実質化に向けた工程表

都道府県名	市町村名	対象地区	集落名	2019年度				2020年度					
				4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
北海道	〇〇市	旧〇〇町	〇〇集落	既に実質化していると判断した対象地区・集落については、工程の記載の必要はありません。									
			〇〇集落		①・②		③・④						
		旧〇〇町	〇〇集落										
			〇〇集落				①	②~④					
			〇〇集落										

人・農地プランの実質化の取組

① アンケートの実施 ② 地図化による現況把握 ③ 話し合い ④ プランの取りまとめ手続

注：①から④までは例示ですので、取組内容を地域の実情に合わせて細分化すること等もできます。

② 都道府県は、内容確認を行い、必要であれば助言、農政局（北海道農政事務所）へ提出する。

③ 農政局は、内容確認の上、内容が適当と判断した場合は、都道府県を通じて、その旨を市町村へ連絡する。

④ 連絡のあった市町村は、工程表を速やかにホームページで公表する。

※ 災害等があった場合は、工程表の修正をすることが可能。

人・農地プランの実質化について



アンケート調査の実施

【目的】

対象地区の農業者の年齢、後継者の有無、農地の貸付け意向の把握

【実施主体】

市町村・農業委員会

【アンケート調査の対象】

対象地区の農業者

【成立要件】

耕作面積の過半を占める者から回答を得ること。
※耕作面積から遊休農地の面積を除きます。

【項目（例示）】

- (ア) 農地の貸付けに関する意向
- (イ) 農地中間管理機構の活用に関する意向
- (ウ) 地域外の人材の確保に関する意向
- (エ) 基盤整備の実施に関する意向
- (オ) 作物生産に関する意向
- (カ) 鳥獣被害防止対策に関する意向
- (キ) 災害対策に関する意向
- (ク) 農業者の年齢、後継者の有無

【アンケート調査を省略できる要件】

- ① 2～3年以内にアンケートを実施している。
 - ② 土地改良事業により農地の利用の意向が既に把握できている。
 - ③ アンケート以外の手法で将来の農地の利用の意向が把握できている。
- ※ **既存に行っているアンケートで活用できる部分については、それを活用してください。**

地図の作成（地域の状況の地図による現況把握）

【目的】

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を地図により見える化する。

地域での徹底した話し合いを行うために、地域における農業者・後継者等の現状を地図により見える化する。

地図により、農地の保有・利用の状況、農地の利用の意向、農地の効率的な利用に資する情報を見える化する。

【実施主体】

市町村・農業委員会

【地図の作成の留意点】

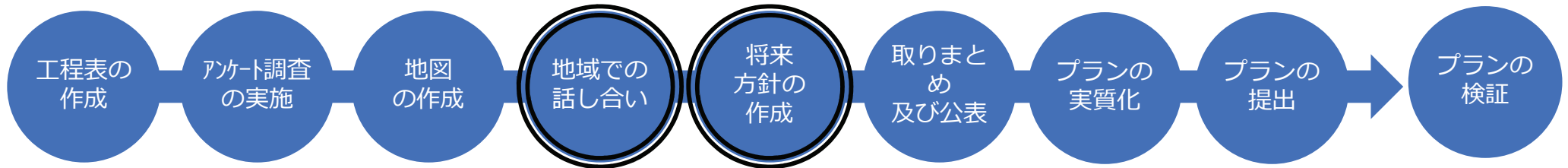
- ① 地図により農地利用の現況を客観的に把握するものであって、農地の出し手を特定するものではありません。
- ② 一筆単位での情報を記載する必要はありません。
- ③ 年齢階層別の就農状況は、将来の農地利用の在り方を議論する上で素材であることから、70歳以上の者の就農の状況など一定年齢階層以上の状況をまとめて記載することもできます。
- ④ 個人が特定されないように表記することもできます。

【活用できる地図システム（想定）】

- (ア) 農地情報公開システム（農地台帳）
- (イ) 農業委員会独自の地図情報システム
- (ウ) 水土里情報システム
- (エ) 市町村独自又は農協の地図情報システム など

※ **既存で整理している地図があれば、それを活用してください。**

人・農地プランの実質化について



地域での話し合い

【目的】

市町村：

作成した地図を活用して、中心経営体（認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織・基本構想基準到達者）への農地の集約化に関する将来方針を話し合う。

農業委員会：

農業委員・農地利用最適化推進委員の地域の話合いの場への出席し、農地の効率的な利用に資する情報の提供など話合いの円滑化な実施のための必要な協力を行う。

【実施主体】

市町村・農業委員会・地域の農業者

【話合いに積極的に関与すべき関係機関等】

- ① 市町村・農業委員会・農業協同組合・土地改良区・農業改良普及センター・農地中間管理機構
 - ② 行政経験のある地域の者
- ※ 農業委員・農地利用最適化推進委員は、コーディネーター役として中心的な役割を担うことを期待。（改正農地中間管理事業法）

※ 北海道農業法人協会内に、地域のコーディネーター役として調整経験のある人材を登録し、必要に応じて地域からの要請に対応出来るよう措置（関係機関OB、指導農業士、JA営農指導員等）

中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

【目的】

5～10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

【中心経営体とは】

- ① 認定農業者
- ② 認定新規就農者
- ③ 集落営農組織
- ④ 基本構想基準到達者

【作成主体】

市町村

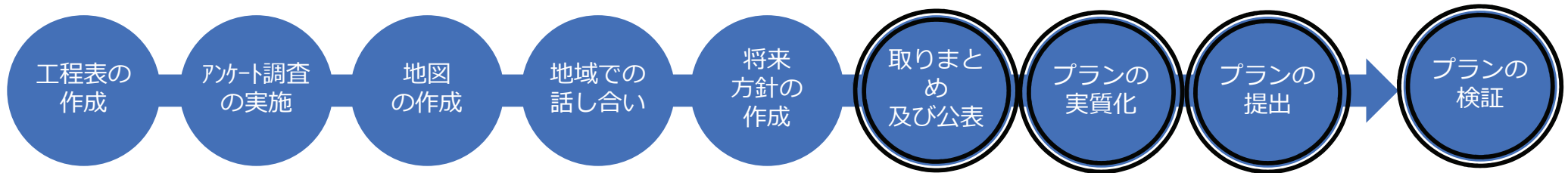
【将来方針（人・農地プラン）の項目（想定）】

- ① 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及び面積
- ② 農地中間管理機構の活用方針
- ③ 基盤整備への取組方針
- ④ 作物生産に関する取組方針
- ⑤ 鳥獣被害防止対策への取組方針
- ⑥ 災害対策への取組方針
- ⑦ その他

【作成にあたって】

将来方針は、市町村全域ではなく、集落単位ごとに作成することが必要となります。

人・農地プランの実質化について



取りまとめ及び公表+プランの実質化

【検討会の開催】
市町村は、人・農地プランを完成させるため、効率的かつ安定的に農業経営を営む者、その他の者によって構成する会議（検討会）を開催し、その意見を反映した上で、話し合いの結果を取りまとめ、人・農地プランを作成する。

【検討会の主催者】
市町村

【検討会の構成】
① 効率的かつ安定的に農業経営を営む者（の代表者）
② 農業委員会 ③ 農業協同組合 ④ 土地改良区
⑤ 農地中間管理機構 など
※ コーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めること。
※ 女性の農業者の参画は必須（全出席者の概ね3割以上）

【検討会で議論】
① 地域の話合いが適切に行われているか？
② 担い手の意向が反映されているか？
などを審査する。

【検討会での審査・検討の結果の記録の作成等】
市町村は、審査・検討の結果について記録を作成・保管する。
市町村は、検討会で出された助言について地域へ情報提供を行う。

【人・農地プランの公表】
審査・検討の結果、人・農地プランと認めた場合は、中心経営体の氏名等の個人情報の取扱いに注意した上でホームページで公表する。
※ 本人の同意を得るなど個人情報保護条例に抵触しないこと。

人・農地プランの提出

【主体】
市町村

【提出先】
都道府県

【提出資料】
① 人・農地プラン
② 話し合いで活用した地図の写し
※ 人・農地プランを変更する場合は、変更箇所の新旧対照表も可

【その他】
都道府県は、市町村から提出のあった人・農地プラン等のうち年度末までに作成・更新されたものについて、翌年5月末までに農政局（北海道農政事務所）に提出する。
※ 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱第6の2に基づき、都道府県事業完了報告書に市町村から提出のあった人・農地プランを添えて報告しているものは、この限りではない。

人・農地プランの検証

市町村は、実質化された人・農地プランを実行性のあるものとするため、将来方針の進捗状況を確認し、検証を行う。

人・農地プランは、各種補助事業の要件となっていることから、国は、そのプランが実質化していると判断しがたい場合は、市町村に対し照会・改善に向けた指導等を実施する。

人・農地プランの実質化について

実質化した人・農地プランとして取り扱える同種の取決め

- ① 多面的機能支払交付金実施要綱に規定される
「地域資源保全管理構想」
- ② 中山間地域等直接支払交付金実施要領に規定される
「集落協定」
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱に規定される
「農用地利用集積促進土地改良整備計画」
- ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月26日付け
16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に規定される
「果樹産地構造改革計画」
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法に規定される
「特例農用地利用規程」

など

※ いずれの取決めにおいても、下記の要件を満たすことが必要です。

○ 「アンケート調査の実施」「地図による現況把握」「将来方針の策定」を行うこと。

実質化した人・農地プランが関連する各補助事業

採択要件	農業次世代人材投資事業（経営開始型） スーパーL資金（5年間無利子化措置） 機構集積協力金交付事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （先進的農業経営確立支援タイプ及び 地域担い手育成支援タイプ） 産地活性化総合対策事業（一部メニューのみ）
ポイント加算	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金 食料産業・6次産業化交付金
優先配慮	農業競争力強化整備事業（農地整備事業） 農業水利施設保全合理化事業
その他	国営農地再編整備事業 農地利用最適化交付金

参考様式（必要に応じて項目を追加してください。）

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区（A集落・B集落・C集落）	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	〇〇ha
（備考）	

- 注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年度の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

例 今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

例 A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
例 B集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者1経営体が担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者1経営体と基本構想水準到達者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。
例 C集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については、中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	〇〇〇〇	水稻、麦	20ha	水稻、麦	25ha	A集落
認農	□□□□	養豚	-ha	養豚	-ha	
認農法	(株)〇〇	養鶏	-ha	養鶏	-ha	
集	〇〇営農組合	水稻、麦	15ha	水稻、麦	20ha	B集落
認農	〇〇〇〇	水稻、麦	17ha	水稻、麦	20ha	C集落
認就	□□□□	畑作	25ha	畑作	30ha	A集落
認就	◇◇◇◇	野菜	5ha	野菜	10ha	B集落
計	11人		82ha		105ha	

- 注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は、「到達」と記載します。
- 注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5～10年後の意向を記載します。
- 注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

例 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇㎡となっている。
例 農地中間管理機構の活用方針 〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が、病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
例 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
例 新規・特産化作物の導入方針 米・麦等の土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。
例 鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
例 災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。

（参考）農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇		
3	〇〇町〇〇番		〇〇	
4	〇〇町〇〇番			〇〇
	計	〇〇	〇〇	〇〇

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

人・農地プランに関する考え方

既存の人・農地プランが実質化しているとみなせる場合は、それを既存の人・農地プランを活用すること。

※ 人・農地プランと各種補助事業が連動していることから、実質化されていないとした場合、L資金・強農などへの影響が大きいため。

実質化していない場合に限定して、工程表の作成 ⇒ 実質化の要件（アンケート・地図・将来方針の作成）を満たすよう人・農地プランの見直しを行うものとする。

地図の作成については、直近で作成しているものがあれば、原則としてそれを活用するものとする。

アンケート調査については、既存のアンケートで不足している部分のみ追加で後追い調査を行い、可能な限り、既存のアンケート調査のデータを活用するものとする。

地域段階における話し合い活動は、今後の農業振興、農地保全、担い手への集積率の維持において重要であることから、人・農地プランとかわりなく、話し合い等を進めるものとし、その結果、人・農地プランの実質化要件を満たしたものが作れる場合は、工程表の作成を経ず、人・農地プランの変更を行うものとする。

※ 実質化しているとみなされる要件と実質化しているプランの要件が全く異なることから、できる限り、実質化しているプランの要件を満たせるようにする必要があると思われる。

※ 工程表を作成・提出すると、補助事業上のポイントが1ポイントとなってしまいます。実質化されている場合は、2ポイント。

注 今年度については、暫定措置として、工程表であっても実質化されている場合と同等のポイントが加算される。

人・農地プランの作成について、補助事業を活用する場合は、「人・農地問題解決加速化支援事業」を基本とする。

※ 機構集積支援事業によりアンケート調査を実施した場合、人・農地問題解決加速化支援事業のメニューを活用できなくなる可能性がある。